委員問題

住友職工の對策

[illegible]結果職工側委員の總辭職となり住友四工場の工場協議會委員會はその第一回を御用掛委員[illegible]せた[illegible]來る七日[illegible]全工場[illegible]表した[illegible]の結果[illegible]日選出される[illegible]委員は全部會社の御用掛であるらしく一方職工側では之に先立つて四日夜天王寺公會堂で後藤、伸鋼、電纜各組合を糾合し全住友工場職工大會を開催し、職工の幸福增進に何物をも惜まぬ協議委員會だから御時使棄し全職工は選擧被選擧權を無視し新しき側者かを以て壁[illegible]する旨決議するさ云つてゐる

尙右に對し長交の宣傳ビラ一萬枚を二日朝各工場へ配布する筈、コレで惹職工對會社の「協議會」は晃がつくらしい

松方社長に會見を求む

川崎造船所の解雇職工から

昨夏の勞働爭議で解雇された川崎造船所の職工達は松方社長の歸朝が確實ならんので社長の著神と同時に會見を申込み勞働爭議に對しての不當解雇につき社長の意見及びその他[illegible]に[illegible]は[illegible]日夜戸市本濱勞働總同盟部で協議會を開き委員を選定することゝなつた解雇職工の要求事項さいふのは

(一)不法解雇に關する件(二)昨夏爭議の際に於る要求條項の貫徹に關する件(三)犧牲者家族救濟の件で來る十五日横濱着の松方社長が歸神の上交渉する筈で三菱諸工場罷傳製糖もこれに應援すべき形勢である

職工側では徹宵謀議

東洋製紙の爭議

大阪市外長柄東洋製紙會社の勞働爭議は依然勞資聯合ひの委を續けてゐるが卅一日朝總同盟より應援の金正米吉、藤澤猛兩氏及び監視委員の檢束を見や罷業團は俄然緊張し監視員の補充をなすと共に一方日本勞働總同盟においても同夜遊擊隊の臨時招集を行ひ徹宵對策及謀議をなし一日午後六時から長柄罷工本部に演說會を開く事となつたが五日淀川堤防における運動會には更に一さ氣勢を擧げるべく豫想されてゐる

社長から回答

爭議中の大阪西區河岸町日本染料會社では卅一日午後一時職工側交渉委員七名を會社樓上に招致し社長中谷弘吉氏より十一項の嘆願條項中食堂の會社負擔、醫療局出勤時間改正、購買組合設置(給料部充實)一週間以內の公病傷缺勤に對する手當(廿五錢乃至卅錢相給)の各件を容認し解雇手當その他の件は適當の時機において漸次施設する旨申渡したので交渉委員等は右回答の趣旨を職工一同に報告し會同夜遊業所に協議會を開いて今後の對策を謀してゐた

勞働問題演說會

東洋製紙及日本染料の爭議に氣勢を擧げんための勞働問題演說會は日本勞働總同盟大阪聯合會主催で卅一日午後六時半から天王寺公會堂に開會、塚本大阪聯合會長の開會の辭に次ぎ大阪の田中、京都の辻井、神戸の藤岡、東京より特派された加藤勘十氏の演說あり最後に棚橋小虎氏が「勞働運動の目的」と題し直接行動と議會政策の何れを執るべきかを論ずるや金屏風の陰に潛んでゐて警戒してゐた警官は再度「解散を叫び場內を緊張させ十時盛會裡に散會した

工場協議會委員の選擧權を拋棄するらしい

組合系職工側の態度

大阪住友各四工場(伸鋼、同尼崎分工場、後藤、電纜)の工場協議會委員の任期滿了につき[illegible]は來る七日各工場において一斉に選擧を執行する旨各工場に掲示したが組合系職工側委員は例の「幸福增進」の字義の解釋問題が物議となり憂に連署決議表を提出すると共に工場協議會彈劾の擧に出てゐることゝて目前に迫つた總選擧を傍觀する譯に行かず來る四日午後六時より天王寺公會堂において機械工、電纜工、伸鋼工各關係勞働組合後援の下に四工場合同の職工大會を開き對策につき協議を凝し併せて宣言決議を發表して工場協議會を葬り去るべく輿論を喚起するさうであるが大體において組合系職工は團結して選擧權を拋棄することになるであらうと觀測される

七名起訴されん

東洋製紙罷工團に不穩言動あり[illegible]十二名を三十日所轄中津署に檢束したがその處分に對しては署長口を緘し何言も出らないが內七名は治安警察法に依りて起訴される模樣である

罷工團は本部を[illegible]上專驛ぎの檢束者[illegible]表義正、森田安太郎、長田龜吉、田淵秀夫、村木龜雄、宇立次郎外一名であつて一方罷工團は本部を長柄火葬場横豆教所內に移し罷工團の結果を益々堅固にすると

「苦情員」の名通り

愈々問題を顚倒にした

衣ケ浦の島貝採取紛擾遂に解散か

衣ケ浦の島貝採取爭議問題は知多碧海渥美賓飯の四郡側より提議した幡豆郡側の違反といふに對して幡豆側は碧海知多兩郡が協定して五郡協約を無視したから始まつたといふ埒議が唱へ出し却々倒の模樣であるが最近に至つて豆側件の五郡協約を法律上無効のものであるから侵害しても大事ないといふ聲を持ち出した茲に至つて問題は殆んど後戻なし殆ど收拾の局も手を出す餘地なく結局は五郡協約は解放して了はればならぬやうに觀察されてゐる、由來島貝採取器具は十五間乃至二十間の引き網を以て進網が常用する爲め專用漁業權々利海底の島貝を採取し漁さうとすれば勢ひ他郡の權利海內に船のみは乘り入れざるを得ず是等の點を碧豆側は誤認して知多碧海は妥協したと言ひ五郡協約を無視したから自分の方も侵害したと言ひ譯してゐるが要するに是等の問題は年々面倒なものとなつてゐる島貝は一名「苦情員」の名をへある、今年の發生箇所が碧海知多兩郡の權利海境に多く繁殖したので果して此處から問題が湧いたこんな問題から無愛想の漁民の多かつた幡豆郡に厳重檢擧でも出せば藪を突いて蛇か出す樣なものであるといふ

日本染料會社の回答は鎭撫主義

時期を見てこ抑ゑて結局は意義不徹底

去る二十九日日本染料株式會社の職工が震に提出して拒絕された嘆願書の條條につき其理由を附し再度要求書として提出した事は既報の通りであるが會社側は二十一日午後一時職工側委員川本清次外六名を呼び出して社長より左の如き回答を爲した

下記提出の要求書中第四第七第八第九は之を容認し第七に對しては更に二十五錢乃至三十五錢の手當を加給し第九の賞罰組合は多大の資を要するを以て現在給品の內容を充實し漸次擴大する事而して他の各項は時期を見て一般職工の意に添ふ可く努力なす可き事

職工委員は右回答を受取り半樣に退出した相であるが嘆願書第四、七、八、九の內容さは左の如きものである。

第四　職工食堂及寄宿舍の賄方を全部會社直營にせられたき事

第七　一週間以內の公病傷缺勤者は其當時の皆勤賞與を與へられたき事

第八　醫務局醫師の出勤を社員と同時刻にされ度き事

第九　公設購買組合を設置せられ度き事

右の如く會社が認容した事は些細な事のみで肝腎の解雇手當時間短縮の事は漸次希望に添ふ可しこゝふ漠然たる語のみで結局は拒絕したものなのだから職工等は之で半樣に納得するかは頗る疑問である